

意見書案第 3 号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者庁の令和 6 年版消費者白書によると、令和 5 年度の全国の消費生活相談件数は約 90.9 万件と前年度よりも 3 万件以上増加し、消費者被害・トラブルの契約購入金額の推計値は約 10.6 兆円と前年度よりも 2 兆円以上増加しており、消費者被害の防止や救済がより一層求められている。

平成 26 年に開始された地方消費者行政推進交付金は、消費生活相談員の人件費に充てることができることから、長い間地方自治体の消費生活相談体制を下支えしてきたが、本市では令和 7 年度末に活用期間が終了するため、相談窓口開設日の減少並びに消費者への啓発及び救済といった事業の縮小を余儀なくされるおそれがある。

また、近年問題となっていることは、消費生活相談員の高齢化並びに新規及び若手の担い手不足の深刻化であり、消費生活相談員が安定的に業務を継続できるような雇用形態及び処遇の改善が必要である。

さらに、消費者庁は消費生活相談のデジタル化に向け、令和 8 年 10 月に全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に代わる新しいシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用、セキュリティ対策の継続的な更新費用及び通信費は、全て地方自治体が負担しており、これらの経常的経費も国の責任で措置すべきである。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保及び処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

消費者庁長官

宛て

意見書案第 4 号

学校給食費無償化に当たり全額国庫負担等を求める意見書

政府が令和 5 年 6 月 13 日に閣議決定したこども未来戦略方針では、子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感を解消するため、学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食に関する実態調査を行い、同戦略方針の決定から 1 年以内にその結果を公表することが定められ、これに従い、実態調査が行われ、給食無償化に関する課題を整理し、実施に向けての検討を重ねてきた。

そうした中、本年 2 月 17 日の衆議院予算委員会において、石破首相は、学校給食の無償化について、まずは小学校の給食無償化を念頭に、安定した恒久財源の確保策と併せて令和 8 年度以降、できる限り早期の制度化を目指したいとの意向を示したところである。

この全国一律での給食無償化は、子どもたちの食の保障や子育て支援のみならず、給食費の徴収がなくなることにより教職員の働き方改革にも大きく寄与する一方、地方自治体が給食費を負担することになった場合、本市では小中学校合わせて年間約 60 億円もの予算が必要になるなど地方自治体によっては限られた財源の中から給食費を捻出しなければならず、また、昨今の物価の高騰や米の供給不足といった影響によって、給食の質や量が損なわれる懸念も指摘されている。

よって、国におかれては、全ての子どもたちに質の高い給食を安定的に提供することができるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 学校給食の無償化に当たって、地方自治体間で格差が生じないよう地方交付税措置による対応ではなく、国の責任において全額国庫負担による財政措置を講ずること。
- 2 地産地消の推進や食育の充実、有機農産物の活用など、質の高い給食の提供を推進する制度を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第 5 号

米の安定供給による適正価格の維持を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

〃 木 庭 理香子

〃 田 村 伸一郎

〃 重 富 達 也

米の安定供給による適正価格の維持を求める意見書

農林水産省によると、本年５月現在の全国のスーパーにおける米の販売価格は、昨年の同時期の２倍以上に達するなど、異常な値動きを見せており、家計を圧迫している。

この米の販売価格上昇の主な要因は、令和５年の猛暑により稲の収穫量が減少し米の供給量が減ったことに加えて、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要や訪日外国人観光客の回復により米の需要が急増したこと、さらには、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなどの要因が複合的に影響したと言われている。

現在、政府は小売店や卸売業者と連携し、備蓄米を迅速かつ広範に消費者の手に届くよう取り組んでいるが、米の販売価格と供給はいまだ不安定であり、国民生活への影響を及ぼし続けている。

また、社会的セーフティネットとしての役割も持つ義務教育諸学校を始めとする各種教育機関及び地域福祉施設等においても、米の販売価格高騰に伴う食材費の高騰により、質や量の維持が困難になっている。

よって、国におかれては、今後いかなる状況下においても、米を安定的に供給し、適正価格を維持するために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 備蓄米の活用や米の流通の円滑化及び透明性の向上等を推進することにより、生産者及び消費者双方にとって納得のできる米の適正価格の維持に努めるとともに、消費現場においては、販売価格が適正化するまで備蓄米の活用を継続すること。
- 2 今後、各産地で全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、生産者との十分な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。
- 3 各種教育機関及び地域福祉施設等に対して、柔軟かつ迅速な支援を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

意見書案第 6 号

带状疱疹ワクチン定期接種における早生まれの者に対する救済措置を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 木 庭 理香子

〃 宗 田 裕 之

〃 重 富 達 也

带状疱疹ワクチン定期接種における早生まれの者に対する救済措置を求める
意見書

带状疱疹は、８０歳までに３人に１人が発症し、治療が長引くケースや様々な後遺症に加え、目や耳に障害が残る可能性があるとも言われており、ワクチン接種希望者は多い一方、効果が長い組み換えワクチンの費用が特に高額であることから、多くの地方議会で定期接種化と国による助成制度の創設を求めてきた結果、令和７年度から、带状疱疹ワクチンの定期接種化とその費用の一部を国が助成する制度が開始された。

この带状疱疹ワクチンの定期接種は６５歳の者等が対象者であるが、経過措置期間中の５年間は、６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳及び１００歳の各年齢に達する者並びに令和７年度においては１００歳以上の者が対象者とされている。

しかしながら、６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳及び１００歳の各年齢に達する者について、４月２日から翌年の４月１日までの間に達する者と予防接種法施行令で規定しているため、１月１日から４月１日までの間に対象年齢に達した、いわゆる早生まれの者は、事業の執行年度との関係でワクチンの定期接種の対象者になるまでに４年間待たなければならない。

よって、国におかれては、令和７年度の経過措置対象とならない早生まれの者、例えば、昭和３５年１月１日から同年４月１日の間に生まれ、令和７年に６５歳に達した者に対して救済措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第 7 号

消費税減税を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

消費税減税を求める意見書

我が国の実体経済は、コストプッシュ型インフレ及び生産年齢人口比率の低下に伴う人手不足があいまって物価が高止まりしている一方、名目賃金の伸び率が物価上昇に追い付かない状況が続いていることから、名目賃金から物価変動の影響を除外した実質賃金は下落の一途をたどっており、厚生労働省が公表した３月の実質賃金確報値を見ても、きまって支給する給与は３８か月連続で前年同月比マイナスを更新している。

さらに、電気代やガス代といった光熱費に対する国の補助は不十分なものであり、とりわけ消費税は消費者のみならず、中小零細事業者の経営にも大きな圧迫を与えている。

消費税は預かり金、すなわち間接税として一般的に認識されているが、法律上は事業者を納税者と規定する直接税であり、いわば第二の法人税とも言え、法人税は利益を上げていない事業者には課されないものの、消費税は利益を上げていない事業者にも容赦なく適用されるもので、その負担は極めて重い。

こうした経済環境において最も効果的な政策こそ、消費税率の引き下げであり、例えば、昨今の消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）の推移を見ても、仮に消費税率を５％に引き下げるだけで物価上昇相当分以上に相殺され、消費者や事業者の負担は大幅に軽減されることになる。

しかしながら、通貨発行権を有しない地方自治体においては、地方消費税は財源の一つとされていることから、消費税率の引き下げに当たっては、国税部分の税率を引き下げる必要がある。

よって、国におかれては、消費者や事業者に重い負担を強いている消費税の国税部分の税率を引き下げるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

意見書案第 8 号

市街地再開発事業における公共床の最低基準に関する制度整備等を求める
意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 吉 沢 章 子

〃 木 庭 理香子

〃 三 宅 隆 介

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

市街地再開発事業における公共床の最低基準に関する制度整備等を求める意見書

現在、全国各地で進められている市街地再開発事業は、都市の防災性能の向上、土地の高度利用、交通結節点の整備などの都市機能を更新する効果をもたらす一方、事業の多くが民間主導で行われており、収益性の高い商業施設や住宅供給を中心に事業を進める傾向が見受けられる。

また、市街地再開発事業には、国や地方自治体からの補助金や税制優遇、さらには土地の高度利用地区の指定による容積率の緩和などの公的支援がなされているにもかかわらず、地域への還元が十分でない事例も散見され、市民利用施設や福祉・教育・子育て支援といった公益的機能を有する、いわゆる公共床の設置について、法令上に明確な基準が存在しないことから、公的資源の適正な活用という観点から大きな課題となっている。

本市においても、市内各地で市街地再開発事業が進行しているが、公共床の面積が極端に小さいがために、市民サービスの向上や地域課題の解決に十分寄与していない事例があり、市街地再開発事業が真に地域社会に貢献するためには、公的支援の前提として、公共床の最低基準を設定するなど審査基準を定める必要がある。

よって、国におかれては、早急に都市再開発法等の関係法令を改正し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 一定規模以上の市街地再開発事業については、公的支援に関する審査を行う際、公共床の面積を一定割合以上確保するなどの審査基準を定めること。
- 2 地域住民、地権者などの利害関係者との合意形成や市民参加のプロセスを制度的に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

国土交通大臣

意見書案第 9 号

サイバー対処能力強化法及び同整備法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

サイバー対処能力強化法及び同整備法の廃止を求める意見書

サイバー攻撃による被害防止を目的として、国民が携帯電話やパソコンで送受信する通信情報を政府が常時収集・監視するとともに、警察や自衛隊がサーバー攻撃を無害化する措置を可能にするサイバー対処能力強化法及び同整備法、いわゆる能動的サイバー防御法が参議院本会議で本年５月１６日、与野党の賛成多数で可決成立した。

同法では、自治体を含む、電気・ガス・水道・交通・金融といった基幹インフラの事業者等の通信機器に不正侵入し、混乱又は機能停止させるサイバー攻撃による被害防止を目的としており、政府は基幹インフラの事業者等から提供された通信情報の中からＩＰアドレスやメールアドレス等の機械的情報を選別し、それ以外は直ちに消去するとしている。

しかしながら、ＩＰアドレスはネットワーク上の通信機器に割り当てられる識別番号で、言わばインターネット上の住所に当たるものであり、日本国憲法第２１条で保障された通信の秘密の対象と言えるが、政府と事業者との間で協定を結ぶことで、国民は同意を求められることなく自らの通信情報が一方的に政府に取得されることになってしまう。

さらに、政府が収集した情報は外国政府等の第三者に提供できるほか、目的外利用の範囲に制限がないことから、警察や自衛隊が自らの業務で使用することも可能であり、この点からも通信の秘密を侵害するおそれがある。

また、同法では、自衛隊又は在日米軍が使用する通信機器をサイバー攻撃から警護する自衛官が海外の通信機器に侵入する無害化措置を行うことも可能としており、サイバー攻撃であるかの疑いだけで相手国の同意もなく無害化措置を行うことは、重大な主権侵害や先制攻撃とみなされ、日本国憲法第９条第２項における先制攻撃の禁止に反することも否定できず、国際戦争に発展する危険性がある。

よって、国におかれては、あらゆる面で日本国憲法に違反しかねないサイバー対処能力強化法及び同整備法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

サイバー安全保障担当大臣

意見書案第 10 号

長時間勤務解消につながらない公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等改正法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

長時間勤務解消につながらない公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法等改正法の廃止を求める意見書

公立学校の働き方改革をうたいながら教員を残業代制度の対象外のままとする公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の一部を改正する法律が参議院本会議で本年６月１１日に可決成立した。

改正前は給料月額４％を教職調整額として支給する一方、公立学校の教員を労働基準法の残業代制度の対象外としており、本改正により、残業代不支給制度を維持したまま、調整額を１０％まで段階的に引き上げるとしているが、調整額の引き上げには長時間労働を抑制する効果はなく、教育関係者からは働かせ放題を継続するものだとの批判が上がっている。

さらに、改正法では、学級担任手当と主務教諭という職位の新設により教員の待遇改善を図るとしているが、これらの新設は、昇任競争による教員の序列化や階層化を助長し、学校現場を分断することにつながるものである。

また、国際労働機関（ＩＬＯ）と国連教育科学文化機関（ユネスコ）の合同委員会である教員の地位に関する勧告適用合同専門家委員会（ＣＥＡＲＴ）は、日本の公立学校教員の長時間過密労働の要因になっている残業代不支給制度について、適切に報酬を支払う透明性のある制度を工夫するよう日本政府に対し勧告しており、国際機関からも残業代不支給制度の異常性が指摘されている。

よって、国におかれては、公立学校の教員の長時間勤務解消につながらないばかりか、学校現場を分断する給特法等改正法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
文部科学大臣

意見書案第 1 1 号

日本学術会議法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 1 6 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

日本学術会議法の廃止を求める意見書

国の特別機関とされている現在の日本学術会議を廃止し、国から独立した法人格を有する特殊法人としての日本学術会議を新設する日本学術会議法が本年6月11日、参議院本会議において賛成多数で可決成立した。

今回成立した法律は、「独立して職務を行う」という条文を削除し、経済社会の健全な発展など政府に都合の良い基本理念を定め、首相の監督の下に日本学術会議の人事、活動計画、意思決定や財政等に介入できる組織を設立するもので、これは政府の意向に沿って活動する組織に変質させるものであり、科学者の代表機関であるナショナルアカデミーとは異質の組織と言える。

さらに、前文に掲げられていた「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」という理念を削除したことは、日本学術会議の平和的復興の使命を否定するものであり、戦前の戦争協力の反省に立ち、政府から独立して職務を行うという日本学術会議設立の原点を消し去ることにつながる。

本法を巡っては、学术界や法曹界からも廃止を求める声明が急速に広がっており、本年5月31日までに105を超える団体から声明が発表されている。

よって、国におかれては、学問の自由を保障する日本国憲法に立脚し、日本学術会議の独立性と自律性を保障するために、日本学術会議法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

内閣府特命担当大臣

意見書案第 1 2 号

立憲主義に基づく憲法論議を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 1 6 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

立憲主義に基づく憲法論議を求める意見書

本年は、大東亜戦争の終結から８０年目の節目を迎える。

戦後、内閣と参議院に設置されていた憲法調査会が廃止された後、衆参両院において憲法審査会が設置され、憲法論議がなされてきたが、それらは改憲か護憲かの不毛な論争に終始し、日本国憲法（以下「現行憲法」という。）に憲法としての効力が認められるのか、という根本的な論争がこれまで一度もなされてこなかった。

そもそも現行憲法は非独立状態の占領統治下で制定されたもので、「陸戦ノ法規慣例に関する条約」の付属書「陸戦ノ法規慣例に関する規則」第４３条からして制定できないものであることに加えて、大日本帝国憲法（以下「帝国憲法」という。）第７３条の天皇の改正発議権をGHQが侵害した上、国家の変局時には憲法と皇室典範を変更することを禁じる趣旨の帝国憲法第７５条にも反していることから、憲法としては無効であって、帝国憲法第７６条により講和条約（東京条約）の限度内で認められるに過ぎない。

要するに、我が国は帝国憲法第１３条の講和大権に基づきポツダム宣言を受諾し降伏文書に調印して、占領政策を受け入れ、講和条約を締結して主権を回復したのであるが、交戦権（講和権）のない現行憲法では独立することはできず、帝国憲法が現存していたからこそ独立できたのである。

そのため、講和条約が発効した昭和２７年４月２８日の主権回復とともに、帝国憲法に基づき現行憲法の無効が宣言され、帝国憲法が復元した後に改めて憲法改正をすべきであったが、敗戦利得者たちによるこれまでの国政支配が、それを不可能にしてきたのは痛恨の極みである。

なお、現在の政治腐敗を始め、国難ともされる様々な多くの問題は、現行憲法を憲法として受け入れていることに起因するものであるから、現行憲法は講和条約の範囲でのみ有効であり憲法としては無効であることを前提として、独立国として改めて帝国憲法の復元改正を行うことが必要となる。

よって、国におかれては、正しい法理論、すなわち立憲主義に基づいた憲法論議がなされるよう、戦後８０年目の節目を迎えるに当たり強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣